

令和 3 年 4 月 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示について

今般、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示（令和 3 年厚生労働省告示第 143 号）が告示され、令和 3 年 4 月 1 日から適用されました。

従来、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成 30 年 6 月 27 日健発 0627 第 1 号厚生労働省健康局長通知。以下「平成 30 年通知」という。）に基づき、B 型肝炎又は C 型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者について行われる入院医療に対し、一定の要件を満たす場合に、患者の自己負担額を公費で助成する「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」による医療費の支給については、社会保険診療報酬支払基金が委託を受けて医療機関が請求することができる費用の審査及び支払に関する事務を行うことができる医療に関する給付等（特定疾病給付対象療養等）に位置づけられております。

改正告示の趣旨としましては、平成 30 年通知の改正に伴い、令和 3 年 4 月 1 日から、当該事業による公費助成の対象として新たに分子標的薬を用いた外来医療等が加わることとされておりますが、特定疾病給付対象療養等として位置づけられる医療に関する給付については、本事業による公費助成の対象となる医療のうち、平成 30 年通知による高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る医療費の支給のみとなることが明確化されるよう所要の改正が行われるものであります。改正告示の詳細につきましては添付資料をご参照ください。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

・「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示について

（令 3.3.31 保発 0331 第 5 号 厚生労働省保険局長）

※別添として、官報（令 3.3.31 号外第 75 号 抜粋）を含む。

保 発 0331 第 5 号
令 和 3 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事	}	殿
全国健康保険協会理事長		
健康保険組合理事長		
健康保険組合連合会長		
社会保険診療報酬支払基金理事長		
地方厚生（支）局長		

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示について

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」（令和3年厚生労働省告示第143号。以下「改正告示」という。）が本日告示され、令和3年4月1日から適用されるところである。改正告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第1 改正告示の趣旨

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成30年6月27日健発0627第1号厚生労働省健康局長通知。以下「平成30年通知」という。）に基づき、B型肝炎又はC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者について行われる入院医療に対し、一定の要件を満たす場合に、患者の自己負担額を公費で助成する「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」（以下「本事業」という。）が行われている。本事業による医療費の支給については、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第41条第7項等に規定する特定疾病給付対象療養、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条第

3 項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金が委託を受けて医療機関が請求することができる費用の審査及び支払に関する事務を行うことができる医療に関する給付等（以下「特定疾病給付対象療養等」という。）に位置づけられている。

今般、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の一部改正について」（令和 3 年 3 月 31 日健発 0331 第 2 号厚生労働省健康局長通知）により平成 30 年通知が改正され、令和 3 年 4 月 1 日から、本事業による公費助成の対象として新たに分子標的薬を用いた外来医療等が加わることとされているところ、特定疾病給付対象療養等として位置づけられる医療に関する給付については、本事業による公費助成の対象となる医療のうち、平成 30 年通知による高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る医療費の支給のみとなることが明確化されるよう、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和 52 年厚生省告示第 239 号）等について所要の改正を行う。

第 2 改正告示の内容

以下の告示について、対象となる給付のうち、平成 30 年通知による医療費の支給を、平成 30 年通知による高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る医療費の支給に改める。

- ・ 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付
- ・ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和 52 年厚生省告示第 240 号）
- ・ 健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和 59 年厚生省告示第 155 号）
- ・ 健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和 59 年厚生省告示第 157 号）
- ・ 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成 19 年厚生労働省告示第 34 号）
- ・ 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成 20 年厚生労働省告示第 238 号）
- ・ 健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定

める医療に関する給付（平成 21 年厚生労働省告示第 290 号）

第 3 適用期日

改正告示は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

○厚生労働省告示第百四十三号

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十五条第三項、療養の給付及び公費負担医療に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第十号、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第十一号、第百六条第一項第八号及び第百七条第十号、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第十二号、第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十一号及び第二十七条の十五第一項第八号並びに健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示

次に掲げる告示の規定中「による」の下に「高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る」を加える。

- 一 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）第十一号
- 二 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和五十二年厚生省告示第二百四十号）第十一号
- 三 健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十五号）第十二号
- 四 健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）第十三号
- 五 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十四号）第十二号
- 六 国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号）第十一号
- 七 健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十一年厚生労働省告示第二百九十号）第四号